

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 23 年 4 月 1 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	皇居大手門・桔梗門間雨水排水改修ほか第 2 回工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	土木一式工事		
7	工 事 概 要	土木工事・建築工事・庭園工事・測量・調査各一式		
8	工 期（自）	平成 23 年 4 月 1 日		
9	工 期（至）	平成 24 年 3 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	200,970,000 円	191,400,000 円	99.89 %
	見 積 金 額	200,760,000 円	191,200,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、皇居大手門・桔梗門間雨水排水改修ほか工事からの継続工事で、この工事により解体した石垣を在来工法に基づき復元させることを目的とし、かつ解体に併せて新たに設置した水路の上流部を設置する工事であり、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。</p> <p>(会計法第 29 条の 3 第 4 項)</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 23 年 5 月 17 日		
2	請 負 業 者 名	松井建設株式会社東京支店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区新川一丁目 1 7 番 2 2 号		
4	工 事 件 名	皇居乾門改修第 2 回工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	柱の位置の補正，はだ隙部分の補修，黒漆塗面の補修各一式		
8	工 期（自）	平成 23 年 5 月 18 日		
9	工 期（至）	平成 23 年 9 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	6,848,100 円	6,522,000 円	99.66 %
	見 積 金 額	6,825,000 円	6,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、現に施工中の物件が震災により破損したものであり、皇居乾門改修工事からの継続工事となる。一体の施設の改修等を目的とする工事であること及び現在履行中の工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも現在履行施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。 (会計法第 29 条の 3 第 4 項)</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 23 年 5 月 19 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目2番3号		
4	工 事 件 名	宮殿長和殿保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，機械設備工事各一式		
8	工 期（自）	平成 23 年 5 月 20 日		
9	工 期（至）	平成 23 年 10 月 31 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	25,641,000 円	24,420,000 円	99.50 %
	見 積 金 額	25,515,000 円	24,300,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿長和殿ブラインドシャッター改修，長和殿蒸気減圧弁取替を行う工事である。</p> <p>宮殿は、国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり，その造営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で，昭和39年7月1日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては，宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから，造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し，かつ，資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（株大林組，鹿島建設株，清水建設株，大成建設株，株竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され，また，その施工に際しては，共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し，竣工したものである。</p> <p>清水建設株は，本工事における責任区分の範囲において，宮殿造営当時から施工管理し，その状況を十分熟知し現在に至っていることから，本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 23 年 5 月 25 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	皇居内道灌濠沿い（東側）建物各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	東幄舎修繕工事，神嘉門ほか修繕工事各一式		
8	工 期（自）	平成 23 年 5 月 26 日		
9	工 期（至）	平成 23 年 8 月 26 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	2,591,400 円	2,468,000 円	97.24 %
	見 積 金 額	2,520,000 円	2,400,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本件工事は、平成 23 年 3 月 1 日に発生した東日本大震災により被害を受けた東幄舎及び神嘉門の耐震補強等を含む修繕工事である。</p> <p>皇居道灌濠沿い（東側）建物は、明治 21 年に創建された築 115 年以上の歴史を持つ、賢所、皇霊殿、神殿の総称である宮中三殿を中心とした貴重な木造建築物であり、宮内庁が維持管理する最も重要な施設の一つである。</p> <p>また、施工にあたっては、当庁における施工実績を十分に有し、かつ、施工場所が皇居の特別地域内にあることから、御動静等の際に支障をきたさぬよう工事を中断するなどの臨機応変な現場対応ができる施工監理能力を有すること等が必須の条件である。</p> <p>株式会社大林組は、当該施設の大規模改修工事を施工した実績を有し、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であり、さらに本件工事は平成 18 年から 21 年度に行った「賢所等改修工事」（皇居内道灌濠沿い（東側）建物と同施設）の施工範囲と重なることから前工事と本件工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる工事でもある。</p> <p style="text-align: center;">(会計法第 29 条の 3 第 4 項)</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 23 年 5 月 25 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社ナカノフドー建設		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都千代田区九段北四丁目 2 番 2 8 号		
4	工 事 件 名	賢所参集所改修ほか第 2 回工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田 (皇居内)		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	賢所参集所改修工事一式		
8	工 期 (自)	平成 23 年 5 月 26 日		
9	工 期 (至)	平成 23 年 6 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	3,178,350 円	3,027,000 円	99.10 %
	見 積 金 額	3,150,000 円	3,000,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、賢所参集所改修ほか工事の施工中に発生した東日本大震災により被害を受けた同工事の施工対象物を改修するものである。</p> <p>本工事は、賢所参集所改修ほか工事からの継続工事であり、一体の施設の改修を目的とする工事であること及び現在履行中の工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも現在履行施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。</p> <p>(会計法第 29 条の 3 第 4 項)</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 23 年 5 月 30 日		
2	請 負 業 者 名	菊池建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都西東京市谷戸町三丁目 17 番 6 号		
4	工 事 件 名	皇居吹上ポンプ室送水設備等改修第 2 回工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田 (皇居内)		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	ポンプ室新築工事, 外構工事ほか, 解体工事各一式		
8	工 期 (自)	平成 23 年 5 月 31 日		
9	工 期 (至)	平成 24 年 3 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	117,075,000 円	111,500,000 円	98.65 %
	見 積 金 額	115,500,000 円	110,000,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、皇居吹上ポンプ室送水設備等改修工事からの継続工事であり、一体の施設の改修等を目的とする工事であること及び現在履行中の工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも現在履行施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。</p> <p>(会計法第 29 条の 3 第 4 項)</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 23 年 6 月 20 日		
2	請 負 業 者 名	大成建設株式会社東京支店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号		
4	工 事 件 名	宮殿回廊保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事一式		
8	工 期（自）	平成 23 年 6 月 21 日		
9	工 期（至）	平成 24 年 2 月 29 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	48,426,000 円	46,120,000 円	99.73 %
	見 積 金 額	48,300,000 円	46,000,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿回廊（幕板等金物取替、サッシ下枠カバー新設、方立カバー新設、バルコニー裏躯体修繕）整備を行う工事である。</p> <p>宮殿は、国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり、その造営は昭和 35 年 1 月 29 日に閣議決定された上で、昭和 39 年 7 月 1 日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体 5 社（㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、また、その施工に際しては、共同企業体 5 社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。</p> <p>大成建設㈱は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。（会計法第 29 条の 3 第 4 項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 23 年 7 月 5 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社山武		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号		
4	工 事 件 名	宮殿設備管制所自動制御装置ほか改修工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	宮殿設備管制所自動制御装置ほか改修一式		
8	工 期（自）	平成 23 年 7 月 6 日		
9	工 期（至）	平成 24 年 3 月 16 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	108,885,000 円	103,700,000 円	99.80 %
	見 積 金 額	108,675,000 円	103,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、御所・宮殿・宮内庁庁舎・書陵部・楽部等の各建物に設置されている空調設備を始めとする機械設備の運転を適切に制御し、運転状態の監視及び記録の保存を行う中央監視設備の改修と建物間の埋設信号用幹線の盛り替え及び空調機器周辺自動制御機器の一部を改修するもので、既設自動制御設備の大部分は再使用をする。</p> <p>本工事では、既設と新設機器とを製造者だけが持つ独自のデータに基づく調整が必要であり、他社では知り得ない当該設備の詳細な内部構造・特性などに精通し、製造時の技術資料や改修後に状況に応じた詳細な試運転が可能なデータを保有する製造者による施工が必須である。</p> <p>従って、当該設備を製造したもの以外に施工させた場合、既設と新設機器の最適な調整や試運転において当該設備全体が適切に機能していることの確認と判断が極めて困難であるため、適切に動作しない等の著しい支障を生じる恐れがある。</p> <p>株式会社山武は当該自動制御設備の製造者であると共に設置工事を施工した者で、当該設備に関わる機器の製造・販売・施工・修理工事を行い、当該自動制御設備を熟知した唯一の会社である。</p> <p>(会計法第29条の3第4項)</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 23 年 7 月 8 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号		
4	工 事 件 名	秋篠宮邸屋上緑化工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	秋篠宮邸公室棟屋上緑化工事一式		
8	工 期（自）	平成 23 年 7 月 9 日		
9	工 期（至）	平成 23 年 8 月 12 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	3,475,500 円	3,310,000 円	100.00 %
	見 積 金 額	3,475,500 円	3,310,000 円	
11	随 契 理 由	<p>秋篠宮邸屋上緑化工事は、秋篠宮邸公室棟屋上の一部を緑化し、太陽光による屋上軀対の受熱を緩和すると同時に植物の持つ水分蒸散作用による建物冷却効果を得ることにより、建物内への熱負荷を低減し省エネルギーに寄与するための工事である。</p> <p>施工場所は、御在殿中頻繁にかつ突然の来客の機会に使用される公室棟の屋根部分である。そのため、短期間の御留守中等の限られた期間内に調査及び施工を完了することを求められる。また、施工部分が建物の主要構造部である事から、確実に施工を完了させるためには、施設の形状・仕様等を熟知し、高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、当該施設の新築（秩父宮邸）及び増築改修（秋篠宮邸）工事を施工した実績を有し、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため。</p> <p>（会計法第 29 条の 3 第 4 項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 23 年 7 月 12 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号		
4	工 事 件 名	三笠宮邸第 3 応接室内装改修ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	第 3 応接室内装改修ほか工事，各所手摺取設工事各一式		
8	工 期（自）	平成 23 年 7 月 13 日		
9	工 期（至）	平成 23 年 8 月 26 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	3,512,250 円	3,345,000 円	98.65 %
	見 積 金 額	3,465,000 円	3,300,000 円	
11	随 契 理 由	<p>三笠宮邸第 3 応接室内装改修ほか工事は，三笠宮邸公室棟の第 3 応接室の内装経年劣化に伴う改修及び私室棟から公室棟車寄せに至る廊下・玄関ホール各部に手摺りを取り付ける工事である。</p> <p>施工場所は，宮邸の中で御生活に直接関わる部分であるため，日々の御生活及び御公務（来客接遇）等に影響が生じないように，短期間の御留守中等の限られた時間内の工事施工を優先的に計画すると同時に，御在殿中作業については作業音・臭気などに厳格な管理を求められ，また既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。この限られた時間内に意匠性を損なうことなく，確実に施工を完了させるためには，施設の形状等を熟知し，高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社竹中工務店は，当該施設の新築及び大規模な改修工事を施工した実績を有し，本件に要求される条件を満たし，工期の短縮，安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施できる唯一の業者である。</p> <p>（会計法第 29 条の 3 第 4 項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 23 年 7 月 14 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社日立ビルシステム横浜支社		
3	請 負 業 者 の 住 所	横浜市中区住吉町四丁目 4 5 番地 1		
4	工 事 件 名	葉山御用邸エレベーター改修工事		
5	工 事 場 所	神奈川県三浦郡葉山町一色（葉山御用邸内）		
6	工 事 種 別	機械器具設置工事		
7	工 事 概 要	エレベーター改修，庭園工事各一式		
8	工 期（自）	平成 23 年 7 月 15 日		
9	工 期（至）	平成 24 年 2 月 29 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	23,257,500 円	22,150,000 円	99.77 %
	見 積 金 額	23,205,000 円	22,100,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、葉山御用邸本邸に設置されているエレベーター（乗用）の運行部品が製造中止となり、故障時における部品供給が困難となっているため改修する工事である。</p> <p>当該機器は、葉山御用邸本邸に設置しているエレベーターであり、故障など不具合が発生した場合、人的な被害におよぶ可能性がある。</p> <p>改修に際しては、壁仕上げや絨毯など内装の現場を維持したまま施工するため、三方枠・敷居は既存再使用しなければならない。既存三方枠を使用し遮煙性能を満たすためには、製造者だけが持つ詳細な製品図面や知識を必要とするため、当該機器を製造した者以外に施工させた場合、遮煙性能を満たすことが出来ず、現行法令（建築基準法第68条の26，建築基準法施行令第112条第14項第2号）に適合しない。さらには、故障の際の責任範囲が不明確になる恐れがある。</p> <p>株式会社日立ビルシステムは、当該機器を製造した株式会社日立製作所の系列会社で、唯一エレベーターの保守及び工事部門を担当し、メーカー独自のデータや知識を共有し、本件に要求される条件を満たし、適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため。</p> <p>（会計法第29条の3第4項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 23 年 8 月 8 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号		
4	工 事 件 名	東宮御所各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	東宮御所各所修繕工事一式		
8	工 期（自）	平成 23 年 8 月 9 日		
9	工 期（至）	平成 23 年 9 月 16 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	5,433,750 円	5,175,000 円	99.51 %
	見 積 金 額	5,407,500 円	5,150,000 円	
11	随 契 理 由	<p>東宮御所各所修繕工事は、東宮御所の私室棟から事務棟・公室棟各所にわたる劣化部分の修繕及び機能不備部分の改修を実施するものである。</p> <p>東宮御所各所の修繕に当たっては、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、東宮御所において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、東宮御所の施設や今回の工事条件等に関し、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため、同者と随意契約を締結することとしたい。</p> <p style="text-align: center;">（会計法第 29 条の 3 第 4 項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 23 年 8 月 9 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	皇居大手門・桔梗門間雨水排水改修ほか第 3 回工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	土木一式工事		
7	工 事 概 要	土木工事，設備工事各一式		
8	工 期（自）	平成 23 年 8 月 10 日		
9	工 期（至）	平成 24 年 3 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	52,500,000 円	50,000,000 円	100.00 %
	見 積 金 額	52,500,000 円	50,000,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は，皇居大手門・桔梗門間雨水排水改修ほか第 2 回工事からの継続工事で，この工事により判明した地中障害物及び地盤軟弱による管路の設置計画見直し工事のため，前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから，一貫した施工が技術的に必要と判断され，工期の短縮，経費の節減，安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。</p> <p>以上の理由により，会計法第 29 条の 3 第 4 項，予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき，株式会社大林組と随意契約を締結することとした。</p> <p>(会計法第 29 条の 3 第 4 項)</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 23 年 8 月 10 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	御所各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事，土木工事各一式		
8	工 期（自）	平成 23 年 8 月 11 日		
9	工 期（至）	平成 24 年 3 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	26,533,500 円	25,270,000 円	98.93 %
	見 積 金 額	26,250,000 円	25,000,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、御所屋外機械置場に設置の排水設備（雨水ポンプ）の経年劣化による更新、各所手洗所内に設置の衛生器具設備（温水洗浄便座）の更新、事務棟照明器具改修・天井改修及び私室棟障子の張替等を実施するものである。</p> <p>当該工事は、両陛下の御生活において重要な設備である排水設備・衛生器具設備の更新等を行うことから、限られた期間の中、御生活への影響を最小限にとどめるよう、機能停止・試運転調整及び機能復旧など綿密に計画したうえ、工事を行う必要がある。</p> <p>施工にあたっては、予定されている御留守を利用し、集中的に工事を行うものの、すべてを御留守期間中に完成させることが困難であるため、その前後の御在殿中においても工事等を行う必要がある。また、御留守中の工事においても御帰りの前には、毎回すべての機能を一時回復させることが必要であることから、より綿密な工程管理と作業の効率性を強く求めるところである。（全体工期は8ヶ月間を予定している。）</p> <p>以上のように、当該工事は、両陛下の御生活への影響を最小限とするため、限られた時間内に安全性や機能性を損なうことなく、確実に施工を完了することを強く求められる工事であるため、施設の形状等を熟知し、高度な施工監理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社大林組は、御所新築工事を請け負った共同企業体の幹事会社としての実績を有し、かつ、その後の改修工事を履行した実績を有していることから、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため。</p> <p style="text-align: center;">（会計法第29条の3第4項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 23 年 8 月 30 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社関電工		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦4丁目8番33号		
4	工 事 件 名	皇居内高圧配線ほか復旧工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	電気工事		
7	工 事 概 要	電気設備工事一式		
8	工 期（自）	平成 23 年 8 月 31 日		
9	工 期（至）	平成 23 年 11 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	15,046,500 円	14,330,000 円	97.69 %
	見 積 金 額	14,700,000 円	14,000,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、第9変電所と第10変電所間の高圧ケーブル地絡事故及び第13変電所の断路器焼損の復旧を行う工事である。</p> <p>皇居内の高圧配電系統は、第9変電所（車馬課）、第10変電所（宮内庁病院）、第11変電所（三の丸尚蔵館）、第12変電所（書陵部）及び第13変電所（桃華楽堂）をループ状に接続して送電している。</p> <p>8月29日午前2時頃、第9変電所と第10変電所間の高圧ケーブルに老朽化によるものと思われる地絡事故が発生して停電となったため、この間の送電を停止したことからループ送電ができない状態になった。また、第13変電所の受電用遮断器が焼損していることが確認され、現在、辛うじて送電できているが、付近のケーブルが炭化しているなど、危険な状態となっている。</p> <p>第13変電所の送電が停止した場合、第11変電所から第13変電所への送電ルートが無くなることから、早急な復旧が必要であり、現状では送電停止の危険が極めて高い状態である。</p> <p>本工事は、緊急に施工しなければならない工事であって、施工に当たっては、現地調査から資材・人員の手配等を短期間で確実にを行う必要があるため、競争に付す時間的余裕がない。</p> <p>株関電工は、現在、御所各所修繕工事、御所書庫増築工事に下請業者として電気設備工事を行っており、送配電に実績のある電気工事会社であるため、本工事を確実に履行できる施工管理能力を有する会社である。</p> <p style="text-align: center;">（会計法第29条の3第4項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 23 年 9 月 2 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号		
4	工 事 件 名	東宮御所各所修繕第 2 回工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	東宮御所各所修繕工事一式		
8	工 期（自）	平成 23 年 9 月 3 日		
9	工 期（至）	平成 23 年 10 月 3 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	6,437,550 円	6,131,000 円	99.49 %
	見 積 金 額	6,405,000 円	6,100,000 円	
11	随 契 理 由	<p>東宮御所各所修繕第 2 回工事は、既発注の「東宮御所各所修繕工事」に引き続き実施される東宮御所の私室棟から事務棟・公室棟各所にわたる劣化部分の修繕及び機能不備部分の改修を実施するものである。</p> <p>東宮御所各所の修繕に当たっては、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、東宮御所において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、東宮御所の施設や今回の工事条件等に関し、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。</p> <p>（会計法第 29 条の 3 第 4 項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 23 年 10 月 3 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号		
4	工 事 件 名	常陸宮邸改修ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都渋谷区東（常盤松御用邸内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	常陸宮邸改修，倉庫改修各一式		
8	工 期（自）	平成 23 年 10 月 4 日		
9	工 期（至）	平成 24 年 2 月 29 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	13,293,000 円	12,660,000 円	98.73 %
	見 積 金 額	13,125,000 円	12,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、常陸宮邸御殿の空調設備・照明設備の修繕，塗装改修，倉庫外壁及び建具修繕，漏水修理を目的とした工事である。</p> <p>施工場所は、宮邸の中で御生活に直接関わる部分であり，御生活や行事に合わせ，制約（工事中断等）を受けながら工事を行うことが必要であるとともに，既存部分との意匠の整合性が求められる工事でもある。</p> <p>これらの条件のもと，確実に施工を完了させるためには，納まり及び形状等を熟知し，かつ高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は，当該施設の新築・改修工事を施工した実績を有し，本件に要求される条件を満たし，工期の短縮，安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施できる唯一の業者であるため。</p> <p>（会計法第 29 条の 3 第 4 項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 23 年 10 月 28 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号		
4	工 事 件 名	高円宮邸造付家具塗装改修ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	高円宮邸造付家具塗装改修ほか一式		
8	工 期（自）	平成 23 年 10 月 29 日		
9	工 期（至）	平成 24 年 1 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	4,691,400 円	4,468,000 円	98.47 %
	見 積 金 額	4,620,000 円	4,400,000 円	
11	随 契 理 由	<p>高円宮邸造付家具塗装改修ほか工事は、高円宮邸私室部分の造付家具塗装の経年劣化に伴う塗装改修、造付家具への小型照明器具内蔵、金属製建具の改修（改造）等多岐にわたる工事である。</p> <p>施工場所は、宮邸の中で御生活に直接関わる部分であるため、日々の御生活及び御公務（来客接遇）等に影響を生じないように、短期間の御留守中等の限られた時間内の工事施工を優先的に計画すると同時に、御在殿中作業については作業音・臭気などに厳格な管理を求められ、また既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、施設の形状等を熟知し、高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社竹中工務店は、当該施設の新築及び大規模な改修工事を施工した実績を有し、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。 （会計法第 29 条の 3 第 4 項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 23 年 11 月 10 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	宮殿表御座所保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，機械設備工事各一式		
8	工 期（自）	平成 23 年 11 月 11 日		
9	工 期（至）	平成 24 年 2 月 29 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	2,670,150 円	2,543,000 円	99.88 %
	見 積 金 額	2,667,000 円	2,540,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿表御座所整備（内外装改修，ヒューズダンパ取替，給湯循環ポンプ取替）を行う工事である。</p> <p>宮殿は、国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり，その造営は昭和 3 5 年 1 月 2 9 日に閣議決定された上で，昭和 3 9 年 7 月 1 日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては，宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから，造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し，かつ，資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体 5 社（株大林組，鹿島建設株，清水建設株，大成建設株，株竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され，また，その施工に際しては，共同企業体 5 社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し，竣工したものである。</p> <p>株式会社大林組は，本工事における責任区分の範囲において，宮殿造営当時から施工管理し，その状況を十分熟知し現在に至っていることから，本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。（会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）</p>		